

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 1 月 5 日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	十日町市ミオンなかさとペレットボイラー等整備事業
排出削減事業者名	十日町市 関口芳史
排出削減共同実施事業者名	株式会社イースクエア
事業実施場所	ミオンなかさと（新潟県十日町市宮中己 4197）
事業の概要	既存の重油焚ボイラーから木質ペレットボイラーへと更新、太陽光発電設備の導入により、設備の省エネおよび、CO2 排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	●方法論 001 2009 年度： 261 tCO2/年 2010 年度： 1,047 tCO2/年 2011 年度： 1,047 tCO2/年 (事業実施期間合計 2,355 tCO2) ●方法論 008 2009 年度： 0 tCO2/年 2010 年度： 4 tCO2/年 2011 年度： 3 tCO2/年 (事業実施期間合計 7 tCO2) ●合計 2009 年度： 261 tCO2/年 2010 年度： 1,051 tCO2/年 2011 年度： 1,050 tCO2/年 (事業実施期間合計 2,362 tCO2)

国内クレジット 認証期間	開始日	2011年1月1日
	終了予定日	2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 001	ボイラーの更新
	方法論番号 008	太陽光発電設備の導入

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業の実施サイト視察、既存設備設置場所の確認、新設設備の設置場所の確認等を通じ、当排出削減事業の場所が日本国内であることを確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：新潟県十日町市宮中己 4197</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2010年12月9日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>排出削減事業者である十日町市は平成20年3月に「十日町市バイオマスタウン構想」を公表した。地域の重要な資源であるバイオマスを活用し、環境を重視した循環型社会を実現するための事業のひとつとしてペレットボイラーを導入すると共に、太陽光発電装置を導入し、積雪地域における公共施設の省エネの取組み推進事例として啓発を図る目的で本排出削減事業を実施していることを現地視察時に確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを質問、関係資料の閲覧、及び事業実施場所への訪問時に既存設備の設置年月日の確認、正常に稼動していたことを確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、投資回収が困難であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突</p>

	<p>合することにより正確性を確認している。</p> <p>また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本排出削減事業を実施する事業所である「ミオンなかさと」は、十日町市の温泉総合保養施設である。温泉施設のほかに、屋内プールや宿泊施設などもあり、家族連れなどが年間約 21 万人利用している。当該施設は、多くの施設が整備されており、また年間 350 日前後稼動していることから電気、A 重油等のエネルギー使用量も多くなっている。なかでも A 重油の年間使用量は 400kl にも達する。</p> <p>一方、十日町市には民間のペレット製造施設があり、森林の叙間伐材の利用を進めるために市内の 2 つの森林組合と「生産製造連携事業計画」(全国で 2 番目に認定) を策定し、ペレットの生産に取り組んでいる。</p> <p>市内での資源循環と CO2 の大幅な削減を進めるために、当該施設にペレットボイラー 2 台を導入することで、ペレットの利用拡大が図られ、地域の雇用拡大も期待していることを現地視察時に確認している。</p> <p>そのような中、新潟県の補助金と国内クレジット制度を活用することにより、A 重油のボイラーを木質ペレットボイラーの更新をすると共に太陽光発電設備を導入する事業を実施した。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者は、十日町市(地方自治体)であるため自主行動計画に参加していない事業者である。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001、008 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>●方法論 001 ボイラーの更新</p> <p>適用条件 1 については、バイオマス(木質ペレット)への燃料転換のため、ボイラー効率の改善には問われていない。</p> <p>適用条件 2 については、ボイラー設置より 14 年が経過していたが、定期的に点検・メンテナンスを行っており、また、現地視察時に既存ボイラーが稼動していることを確認した。</p>

	<p>適用条件 3 については、当排出削減実施場所は、信濃川のほとりにあり、周辺には建物がないことを現場視察にて確認した。これより、事業実施後のボイラーで生産した蒸気または温水は自家消費のみに使用していることを確認した。</p> <p>●方法論 008 太陽光発電設備の導入</p> <p>適用条件 1 については、現地視察をおこなった際に、当該施設の屋根に設置されているのを確認した。</p> <p>適用条件 2、3 については、設備図面（単線結線図）の確認及び担当者へのヒアリングにて、発電された電力が、電力系統からの購入電力を代替するものであること、発電した電力を自家消費していることを確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれヒアリングと根拠資料により確認した。</p> <p>3) 方法論 001 において、ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>4) 本事業で使用するバイオマス燃料の輸送及び補機に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たないことを、関係者へのヒアリング及び根拠資料の閲覧により確認した。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- ・ペレットの原料は、市内を含む近隣の森林組合等から提供された間伐材を使用しているため、排出削減事業者は国産材で未利用材のバイオマス燃料を安定して使用することができる。

以上